

GET ビジネス学習館
2012 行政書士講座
第5回 商法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で転記、複写その他の方法で記録されると、著作等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

6 代表取締役

- 取締役会設置会社・・・取締役会 →業務執行の意思決定権
代表取締役→代表権
- 取締役会非設置会社・・・取締役 →代表権
但し、取締役が複数人の時は
代表取締役→代表権

2. 権限

(1) 対内的な業務執行権

会社法で代表取締役の職務とされているものを執行する権限がある

(2) 代表権

取締役会設置会社

- ・・・取締役会で業務執行の意思決定をし代表取締役が代表権ある

取締役会非設置会社で代表取締役を選任しない

- ・・・取締役の過半数で業務執行の意思決定をし各取締役が会社代表権ある

取締役会非設置会社で代表取締役を選任する

- ・・・取締役の過半数で業務執行の意思決定をし代表取締役だけが会社代表権ある

4. 代表行為の瑕疵

けんちゃんのまとめ

【民法の複習】

心裡留保（冗談・嘘）は 原則 有効（93条）

例外 相手方が悪意又は有過失の時は 無効（93条但し書き）

(1) 決議に反する代表行為

代表取締役が意思決定機関（株主総会決議・取締役）の決議に反する行為や決議に基づかない行為をした時、

その代表取締役がした行為は・・・相手方が善意・無過失なら有効
相手方が悪意・有過失なら無効

(2) 代表権の濫用

代表取締役の代表権濫用があった時、

その代表取締役がした行為は・・・相手方が善意・無過失なら有効
相手方が悪意・有過失なら無効

8 監査役

取締役の職務執行について監査するのは

原則	取締役会設置会社	・・・取締役会・株主・株主総会
	取締役会非設置会社	・・・株主・株主総会
例外	公開会社	・・・監査役の設定義務
	公開会社で大会社	・・・監査役会の設置義務
	非公開会社で大会社	・・・監査役（会計監査人）の設置義務

1. 選任・終任

(3) 被選資格

非公開会社・・・被選資格を株主に限定できる

公開会社・・・被選資格を株主に限定できない

2. 権限

監査役の権限は

原則 会計監査権限と業務監査権限

例外 非公開会社で監査役会非設置・・・定款で会計監査権限に限定できる
この定款を設けると 公開会社（監査役設置会社）
であっても監査役非設置会社となる。

けんちゃんのまとめ

【取締役と監査役の比較】

	取締役	監査役
選任	株主総会の普通決議	
解任	株主総会の普通決議 ※累積投票によって選任された場合、 特別決議	株主総会の特別決議
任期	原則：選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで ※定款又は株主総会の決議で短縮できる 例外①：非公開会社は、定款で任期を選任後10年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで延長できる 例外②：委員会設置会社は、選任後1年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで	原則：選任後4年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで ※短縮不可 例外：非公開会社は、定款で任期を選任後10年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで延長できる
会社との関係	委任関係	
利益相反取引の制限	あり	なし

10 会計監査人

会計監査人は

原則 どの会社でも設置できる

例外 大会社・委員会設置会社は必置

11 委員会設置会社

定款で定めれば規模に関係なく全ての株式会社に委員会を設置できる

けんちゃんのまとめ**【委員会設置会社】**

定義	指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く株式会社をいう
機関の設置義務	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会、会計監査人及び一人又は二人以上の執行役を置かなければいけない 監査役を置く事ができない
委員	<ul style="list-style-type: none"> 委員は三人以上 委員は取締役の中から取締役会の決議によって選定する 委員の過半数は社外取締役でなければならない
指名委員会	株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する
監査委員会	<ul style="list-style-type: none"> 執行役及び取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成 株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しない事に関する議案の内容の決定 計算書類等の監査等
報酬委員会	執行役及び取締役の個人別の報酬等の内容を決定する
執行役	<ul style="list-style-type: none"> 委員会設置会社の業務を執行する 取締役の決議で選任する 任期：原則として選任後 1 年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時まで
代表執行役	取締役会は執行役の中から代表執行役を選定しなければならない

12 役員等の義務・利害衝突防止**1. 善管注意義務と忠実義務**

役員等には善管注意義務

取締役・執行役には忠実義務 がある

↓

法令・定款・株主総会決議を遵守して、会社の為に忠実にその職務を行わなければならない義務の事

けんちゃんの参考資料

会社法における役員とは、取締役・会計参与・監査役を指す（329条）。

また、役員等という場合は会計監査人を含む（423条）。

3. 利益相反取引**けんちゃんのまとめ****■直接取引の規制**

取締役が自己又は第三者のために株式会社と取引をしようとするときは、

事前に株主総会（取締役会）の承認必要。（356条①2号）

〈利益相反取引の例〉

1. 取締役と会社間とする売買契約
2. 会社からする取締役への贈与
3. 取締役からする会社への負担付贈与
4. 取締役からの利息付による会社への金銭貸付
5. 会社からする取締役への債務免除
6. 取締役が受取人となる約束手形の振り出し

■間接取引の規制

株式会社が取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間において株式会社と当該取締役との利益が相反する取引をしようとするときは、事前に株主総会（取締役会）の承認必要。（356条①2号）

〈利益相反取引の例〉

1. 会社が第三者と取締役の債務の保証をする契約
2. 会社が第三者とする取締役の債務引受契約
3. 会社が不動産に取締役を債務者とする抵当権などを設定する契約